

# 補足給付、医療型個別減免の経過措置 について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

## 現状・課題

- 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）について、利用者が自ら負担することとしているが、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を特定障害者特別給付費（いわゆる「補足給付」）として支給することとしている。
- 障害児及び20歳未満の障害者に支給される補足給付のうち、一般1※の世帯については、「地域で子どもを育てるために通常必要な費用」及び「福祉部分利用者負担相当額」を住民税非課税世帯と同様とする経過措置を講じている。  
（経過措置は制度施行時（平成18年10月）から3年ごとに延長を繰り返し、現在は令和6年3月末まで。）  
※市町村民税課税世帯の属する者のうち市町村民税所得割28万円未満（3人世帯（主たる生計維持者＋被扶養配偶者＋児童）の場合、年収920万円程度未満）
- また、療養介護及び医療型障害児施設入所については、福祉サービスだけではなく医療も提供しており、この医療費の実費負担についても家計に与える影響を勘案し、軽減を図っている（いわゆる「医療型個別減免」）。
- 医療型障害児施設入所者については住民税非課税世帯における（20歳未満の療養介護利用者については一般1の世帯における）「地域で子どもを育てるために通常必要な費用」を更に軽減する経過措置（以下「医療型個別減免の経過措置①」という。）を講じている。  
また、20歳以上の療養介護利用者については住民税非課税世帯において、療養介護医療に係る負担上限月額を更に軽減する経過措置（以下「医療型個別減免の経過措置②」という。）を講じている。  
（経過措置はいずれも制度施行時（平成18年10月）から3年ごとに延長を繰り返し、現在は令和6年3月末まで。）

## 検討の方向性

- 補足給付の経過措置については、政府全体で子育て支援の充実を図る中で、引き続き当該世帯の負担軽減を図るため、令和9年3月末まで延長することとしてはどうか。
- 医療型個別減免の経過措置①については、同様の理由から、令和9年3月末まで延長することとしてはどうか。  
また、医療型個別減免の経過措置②については、所得水準に大きな変化が見られない等の状況下で、引き続き当該世帯の負担軽減を図るため、令和9年3月末まで延長することとしてはどうか。

# 補足給付の経過措置の概要(障害児及び20歳未満の障害者)

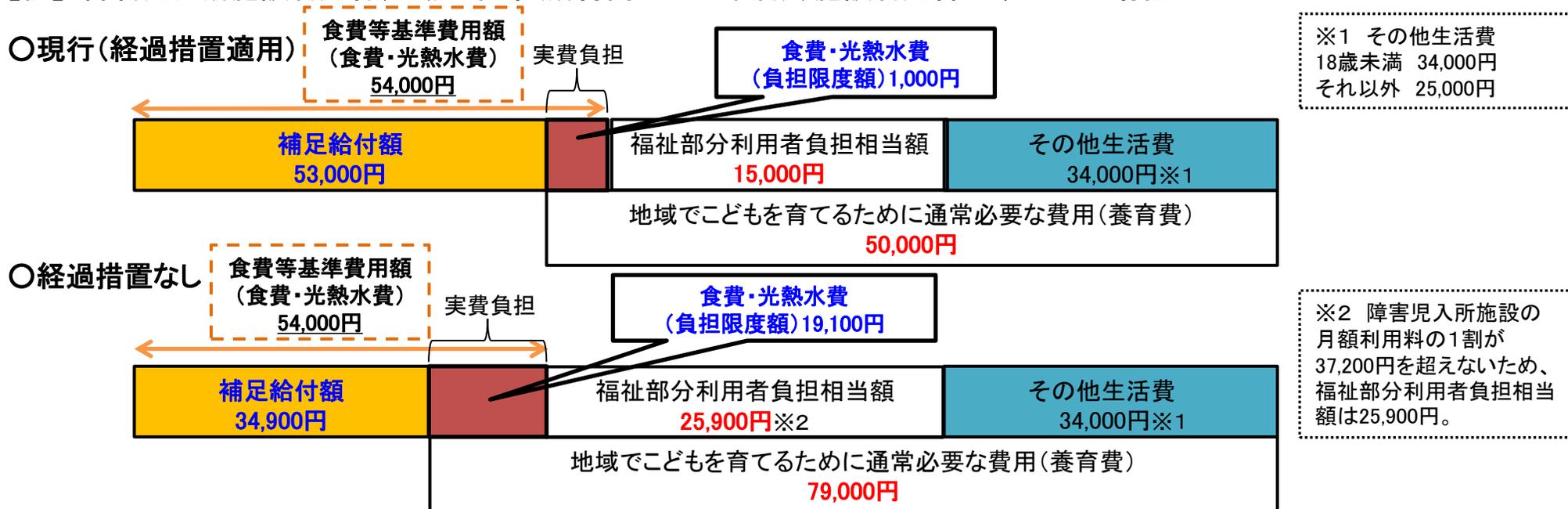
## 経過措置の内容

一般1世帯において、世帯の負担軽減を図るため、制度施行時から以下の費用について住民税非課税世帯と同様にしている。(令和5年度末まで)

- ・「地域でこどもを育てるために通常必要な費用(養育費)」: 79,000円→50,000円
- ・「福祉部分利用者負担相当額」: 37,200円→15,000円

区分	補足給付の額
一般1世帯(※R5年度末まで) 住民税非課税世帯 生活保護世帯	(月額)54,000円－負担限度額(月額) ※ 負担限度額(月額)＝ <u>50,000円</u> －その他生活費の額(※1)－福祉部分利用者負担相当額(上限15,000円)
一般2世帯	(月額)54,000円－負担限度額(月額) ※ 負担限度額(月額)＝ <u>79,000円</u> －その他生活費の額(※1)－福祉部分利用者負担相当額(上限37,200円)

【例】 障害児入所施設利用者、一般1世帯(所得割28万円未満)、施設利用料259,000円の場合



「基準費用額」(食費・光熱水費)については、障害福祉サービス等経営実態調査等や、診療報酬及び介護報酬における食費等の取扱いのバランスにも留意の上で見直すこととしている。

# 医療型個別減免の概要

療養介護及び医療型障害児施設入所については、福祉サービスだけではなく医療も提供している。その利用者負担については、他の障害福祉サービスと同様、福祉サービスに係る利用者負担については、低所得者(市町村民税非課税世帯)はゼロとなっている。

そして、医療費実費負担についても、家計に与える影響を勘案し、自立支援医療と類似した仕組みにより、軽減を図っている。

## 給付される療養介護医療費又は障害児入所医療費(※1)

医療に要する費用から自己負担分(原則医療に要する費用の1割。ただし上限は負担上限月額まで)を控除した額を障害児入所医療費又は療養介護医療費として支給

(ただし健康保険法等による支給が行われる部分については支給しない<併給調整>)



# 医療型個別減免の経過措置の概要 (①医療型障害児施設入所者、20歳未満の療養介護利用者)

## 経過措置の内容

住民税非課税世帯において、世帯の負担軽減を図るため制度施行時から、「地域で子どもを育てるために通常必要な費用」について経過措置が講じられている(令和5年度末まで)。

○負担上限月額(医療型障害児入所施設利用者) ※表中の下線部が「地域で子どもを育てるために通常必要な費用」。

	現行(経過措置適用)	経過措置なし
A 一般(B、C、D以外の者)	<u>79,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし40,200円を超える場合は40,200円>	
B 低所得2(住民税非課税でC以外)	<u>50,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし24,600円を超える場合は24,600円>	<u>79,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし24,600円を超える場合は24,600円>
C 低所得1(住民税非課税で収入80万円以下)	<u>50,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし15,000円を超える場合は15,000円>	<u>79,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし15,000円を超える場合は15,000円>
D 生活保護世帯	0円	

○負担上限月額(20歳未満の療養介護利用者) ※表中の下線部が「地域で子どもを育てるために通常必要な費用」。

	現行(経過措置適用)	経過措置なし
A 一般2(B、C、D、E以外の者)	<u>79,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし40,200円を超える場合は40,200円>	
B 一般1(所得割28万円未満の者)	<u>50,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし40,200円を超える場合は40,200円>	<u>79,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし40,200円を超える場合は40,200円>
C 低所得2(住民税非課税でD以外)	<u>50,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし24,600円を超える場合は24,600円>	
D 低所得1(住民税非課税で収入80万円以下)	<u>50,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし15,000円を超える場合は15,000円>	
E 生活保護世帯	0円	

# 医療型個別減免の経過措置の概要 (②20歳以上の療養介護利用者)

## 経過措置の内容

住民税非課税世帯において、制度制定時から負担上限月額を軽減する経過措置が講じられている(令和5年度末まで)。

## ○負担上限月額

	現行(経過措置適用)	経過措置なし
A 一般(B、C、D以外の者)	40,200円	
B 低所得2(住民税非課税でC以外)	<u>0～24,600円</u> (※)	<u>24,600円</u>
C 低所得1(住民税非課税で収入80万円以下)	<u>0～15,000円</u> (※)	<u>15,000円</u>
D 生活保護世帯	0円	

※ 支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額。具体的には以下の通り。

認定月収額(一月における、収入から税、社会保険料を控除した額)が「療養介護の自己負担額+食事療養負担額(又は生活療養負担額)+その他生活費」を超える場合

認定月収額-「療養介護の自己負担額+(食事療養負担額又は生活療養負担額)+その他生活費」(ただしBの者については最大24,600円、Cの者については15,000円)

認定月収額が「療養介護の自己負担額+食事療養負担額(又は生活療養負担額)+その他生活費」を超えない場合

0円